

緊急事態宣言解除後の対応について連絡メールおよびホームページでお知らせしましたが、安城市教育委員会より1点追加で連絡が入りましたのでお知らせします。以下の通りです。

ホームページ上の各配付文書（緊急事態措置解除後の対応）に「イ 児童生徒の同居家族が濃厚接触者に特定されている場合、児童生徒本人に行動の制限はないことを踏まえ、登校については本人や保護者の意向を尊重する。」という内容がありますが、安城市においては、今年度中は、今までと同じ対応（9月14日付け及び11月2日付け事務連絡）としていきます。下記のとおりです。

記

- 1 生徒の登校について
 - ア 生徒本人に発熱等の風邪の症状がある場合
 - ①本人は登校を控える。
 - ②本人が通院し、医師により風邪症状である（新型コロナウイルス感染症ではない）と診断された場合、その兄弟姉妹については、発熱等の風邪の症状がなければ登校可能とする。
 - イ 同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合
その発症された方が通院し、医師により風邪症状である（新型コロナウイルス感染症ではない）と診断された場合、本人については、発熱等の風邪の症状がなければ登校可能とします。
 - ウ 同居家族等が濃厚接触者に特定された場合
本人も兄弟姉妹も登校を控える
- 2 登校後、本人及び同居家族等に発熱等の風邪の症状が出た場合の対応について。
 - ・保護者に連絡をし、兄弟姉妹と共に早退させるため、迎えをお願いする。
 - ・小中学校の校種をまたいで兄弟姉妹がいる場合には、学校間で連絡を取り合い、全員早退させる。
- 3 その他
 - ・新型コロナウイルス感染症に関係する欠席等は、すべて「出席停止」として扱います。